

令和5年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松っだき

勝る

はじめに

1 昨年(令和5年)がどんな年だったか?と問われれば、令和5年5月8日かかなとおり「コロナ禍」が一段落した年かなとおり「コロナ禍」がどんな年だったと評価出来るのではないだろうか。

3

2 令和2年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県の緊急事態宣言が出された時は、過去のの何割かが死亡するのではないか、8割の行動制限が喧伝されたことに対しては、8割の行動制限を守らないと大変なは、8割の行動制限を守らないと大変なことになると心底思ったものであるが、ことになると心底思ったものであるが、

ようである。 人類)は何とか新型コロナを克服出来た論油断は禁物であるが、我国(あるいは

人間とは、何か重大な事態に直面すると叡智をもってそれを克服するものではあるが、重大な事態発生以前の過去に全く戻るものではないのであり、その意味でまさに時代は変化するものであるう。

令和4年2月に始まったロシア・ウクライナ戦争、昨年10月に始まったイスラエルとハマスとの間の武力紛争を経験して、平成3年12月のソビエト連邦の解体に伴う冷戦構造の終結により、国家間体に伴う冷戦構造の終結により、国家間とからすれば、大変な時代に入ったものと思う次第である。

5 時代はまさに変化しているのであり、 人々の価値観もまさに変化しているの 人々の価値観もまさに変化しているの 道栓の締め忘れ事故に関し相談を受け、 私なりに法的対応についてアドバイス をなしたのであるが、新聞報道に接し でまさに価値観の変化を痛感するとと もに、多様な意見があることこそ健全 な社会であると思いを強くした次第で な社会であると思いを強くした次第で

6 多様な意見が存在することがまさに健全な社会であるという点からすれば、昨年出された最高裁令和5年7月11日昨年出された最高裁令和5年7月11日件)、最高裁令和5年10月25日大法廷決件)、最高裁令和5年10月25日大法廷決件)は必読の判決と思われる。

2 最高裁令和5年7月11日

1 事案の概要等について

- (1) 原告(経産省職員)(平成▲年4月に当時の通産省に採用)は、生物学的性別は男性であるが、幼少の頃からこのことに強い違和感を抱いており、平成10年頃からは女性ホルモンの投与を受けるようになり、平成11年頃には性同一性障害である。
- ② 原告は、平成21年7月に上司である」。
 室長に性同一性障害である旨を申出ると
 当者に女性の服装での勤務や女性トイレ
 当者に女性の服装での勤務や女性トイレ
- (3) 経産省は、原告の了承を得たうえ、平成22年7月14日原告が執務する部署の職員に対し性同一性障害について説明会を同階の1つ上の階の女性トイレを使用することについて意見を求めたところ、女性職員1名が日常的に1つ上の階の女トイレを使用している旨を述べた。
- 使用を認める旨の処遇(本件処遇)を実施は認めず、それ以外の階の女性トイレの使用る階とその上下の階の女性トイレの使用

(5) なお、原告は、上記説明会の翌週から(5) なお、原告は、上記説明会の翌週から

することにした。

- (b) 原告は、本件処遇を不服として、平成25年12月27日付けで人事院に対し、国家公務員法86条の規定により、職場の女性トイレを自由に使用させることを含め、原則として女性職員と同等の処遇を行うこと等を内容とする行政措置の要求をなした。
- の判定(本件判定)をなした。 原告の行政措置の要求は認められない旨
- (8) なお、原告は、健康上の理由から性別適合手術を受けておらず、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(特例法)にもとづく性別変更をなしていないものの、平成23年5月に、東京地裁立川支部で「名」の変更を行っており、翌6月からは職場において上記「名」を使用するようになった。
- 質訴訟(第2訴訟)を提起した。 取消しを求める訴訟(第1訴訟)を提起するとともに、国に対し、国家賠償法にもとづき金1652万6219円の損害賠とづき金1652万6219円の損害賠

- (内訳:損害額120万円と弁護士費用2訴訟については、国に対し132万円2訴訟については、国に対し132万円2訴訟について原告の主張を認め、第
- 訴した。 (八事院を含む)の双方が控

12万円)の損害賠償を命じた。

- は、本件判定の取消しを求めた第1訴訟は、本件判定の取消しを求めた第1訴訟については、国に償請求である第2訴訟については、国に対し1万円(内訳:損害額10万円と弁護対し11万円(内訳:損害額10万円と弁護
- (3) 原告は、上記賠償金を含めて上告した。

2 主文

- (1) 原判決中、人事院がした判定のうちトの控訴を棄却する。
- (3) 訴訟の総費用は、これを10分し、その余を上告と、上告人のその余の上告を棄却する。

3 判旨

人の負担とする。

投与等を受けており、性衝動に基づく性を受けていないものの、女性ホルモンの(1) 原告は健康上の理由から性別適合手術

すている。 暴力の可能性は低い旨の医師の診断を受

- (2) 原告は、平成22年7月から本件処遇により2階以上離れた女性トイレを使用しているが、平成27年5月の本件判定までの約4年10ヶ月にわたり、原告の女性トイレの使用で問題は生じておらず、特段の配慮をすべき他の職員の存在も確認されておらず、原告に不利益を甘受させるだけの具体的事実は見当たらない。
- (3) 「そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発のとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。」

価値観の違いが結論を分けるものである。

- 4 本件最高裁判決の意味・射程について 立決定において排除されたので棄却する。
- ランスジェンダーの女子トイレの使用に (1) 本最高裁判決は、男性から女性へのト

ていることから明らかなとおり、まさに 更をなしていない男性から女性へのトラ 断である以上、特例法にもとづく性別変 は、 すべきでないとして人事院の判定を取消 もかかわらず、特段のトラブルが生じて レの使用を認めたものでは決してない。 ンスジェンダー一般について、女子トイ したものであり、 いないことを理由に、原告に不利益を課 の使用が4年10ヶ月に及ぶものであるに ついて、人事院判定時までの女子トイレ 本最高裁判決は全員一致の判断である 5人の裁判官全員が補足意見を付し 個別具体的な争い(紛争)に関する判 訴訟における判断と

(3) 上記補足意見において、今崎幸彦裁判官は、「なお、本判決は、トイレを含め、不特定多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである。」とさえ論じているのである。

すか。」と発言したことは1回限りの発言 た点については、平成25年1月27日に J₁ 室長が原告に対し、「なかなか手術を受 室長が原告に対し、「なかなか手術を受

はならないものである。認定されていることは決して看過されてであっても国家賠償法上の違法であると

大法廷決定 大法廷決定

1 事案の概要

- が心理的な性別は女性である。 (1) 抗告人は生物学的な性別は男性である
- (2) 抗告人は、特例法3条1項1号から3 受までにはいずれも該当するものの、特例法3条1項4号が規定する生殖腺除去手術を受けていないにもかかわらず、家庭裁判所に性別変更の審判の申立てをなした。

主主文

- (1) 原決定を破棄する。
- (2) 本件を広島高等裁判所に差し戻す。

3 判旨

のである。今日では、心理的な性別は自い、医学的な観点からの治療を要するもと心理的な性別が不一致である状態をい

等」があり、「現在では、欧米諸国を中心 障害に関する医学的知見の進展」や「性同 学的な性別に合わせることを目的とする 己の意思によって左右することができな に生殖能力の喪失を要件としない国が増 を向上させることを目的として精神科領 有する者の社会適応度を高めて生活の質 治療を行われておらず、性同一性障害を いとの理解の下に、 性障害を有する者を取り巻く社会状況 の治療や身体的治療が行われている。」 性同一性障害については、「性同一性 相当数に及んでいる。」 心理的な性別を生物

明らかである。」 が、人格的生存に関わる重要な権利とし 規定しているところ、自己の意思に反し 政の上で、最大の尊重を必要とする。」と 求に対する国民の権利については、公共 の福祉に反しない限り、立法その他の国 して尊重される。生命、自由及び幸福追 て身体への侵襲を受けない自由(以下、 「身体への侵襲を受けない自由」という。) 「憲法13条は、「すべて国民は、個人と 同条によって保障されていることは

を有する者の示す症状及びこれに対する する医学的知見が進展し、 「特例法の制定後、性同一性障害に対 性同一性障害

> を得ない。」 的関連性を欠くに至っているといわざる として、どのような身体的治療を必要と 記要件を課すことは、医学的にみて合理 かによって決まるものではなくなり、上 たことにより、必要な治療を受けたか否 するかは患者によって異なるものとされ れなくなり、性同一性障害に対する治療 般化して段階的治療という考え方が採ら 治療の在り方の多様性に関する認識が一

程度が重大なものとなっていることなど ない自由の制約については、現時点にお なものということはできない。」 を総合的に較量すれば、必要かつ合理的 いて、その必要性が低減しており、その 「本件規定による身体への侵襲を受け

(6)成31年1月23日第三小法廷決定は変更さ 反するものというべきであり、最高裁平 れるべきものである。 結論として、本件規定は憲法13条に違

断していない特例法3条1項5号が規定 本件を原審に差し戻すこととする。 ついてはさらに審理を尽くさせるため、 する「外観要件」に関する抗告人の主張に 原決定は破棄を免れないが、 原審の判

本件最高裁決定の意味・射程について

本最高裁決定は、15名の裁判官全員の

(1)

旨を判示したものであるが、特例法3条 である。 本件を広島高等裁判所に差し戻したもの あるとして、主文から明らかなとおり、 は、差戻審においてさらに審理すべきで 1項5号が規定する「外観要件」について 一致をもって、特例法3条1項4号の 「生殖腺除去」手術が憲法13条に違反する

(2)である られているものではあるが、その前提と かなとおり、多様性に寛容な社会が求め る法律」(令和5年法律第8号) から明ら 多様性に関する国民の理解の増進に関す 令和5年6月13日から施行された「性的 して国民的議論がなされるべきものなの 指向及びジェンダーアイデンティティの いわゆる「LGBT問題」については、

1 2 としているのであり、議論を通して正し 多様な意見が存在することを当然の前提 べきものと考えるものである。 差戻」の判断をなしたことは評価される 令和5年10月25日大法廷決定が、 い判断がなされるべきものなのである。 その意味からすれば、私は最高裁判所 我国は、 国民主権の民主国家であり、 一破